

# 醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（上）

Ⅲ 井舞

はじめに

一、上醍醐薬師堂薬師三尊像の造形的特質

第一節 上醍醐薬師三尊像の研究史

第二節 様式的特色の検討

第三節 形式的特色の検討

第四節 復古的造型表現の源

二、平安前期の造寺組織

第一節 会理像の再検討

はじめに

醍醐寺上醍醐薬師堂の薬師三尊像<sup>(1)</sup>（図版1）は、同五大堂大威徳明王像<sup>(2)</sup>と

ともに、十世紀初頭、醍醐天皇の発願にかかる遺品として、また制作年代が判明する基準作として名高い。

『醍醐寺要書』の引く延喜十三年（九一三）十月二十五日太政官符によれば、聖宝（八三一～九〇九）が貞觀末年（八七七）頃に笠取山山頂に庵を結んで、聖宝を安置したとあり、ここに醍醐寺の歴史が始まる。<sup>(4)</sup>さらにこの官符による様式史の枠内には収まらない造形要素が見出されるからである。<sup>(7)</sup>しかしながら、この、様式史の枠内では理解しがたいとされる本像の造形的特質こそ、

山上に二字の堂舎を建立したこと、同十三年には定額寺とされたことが知られる。官符中には「新堂双宇」と見えているが、これはまさしく上醍醐薬師堂と五大堂のことであり、その遺品が冒頭の薬師三尊像及び大威徳明王像なのである。

醍醐天皇発願になる上醍醐の造営に関しては、史料の制約もあり、その歴史的背景等については、十分に論じ尽くされているわけではない。<sup>(5)</sup>史料の制約がある以上、この問題を解くには、やはりこれらの残された遺品が手がかりとなる。実際、顯教的な尊格である薬師如来と、密教的な尊格である五大明王という一見奇妙な組み合わせが、少なくとも延喜十三年には、上醍醐の伽藍空間を性格付けていたことは間違いない。

上醍醐伽藍の造営背景を探る糸口の一つとして、本稿では、とりわけ中尊薬師如来像（以下、本像ないしは醍醐寺像とする）の造形に注目する。これまで、本像の作風は、平安彫刻史の通説的な様式展開の中に的確に位置づけることが難しいとされてきた。<sup>(6)</sup>というのも、本像には、現在広く認められていく様式史の枠内には収まらない造形要素が見出されるからである。しかしながら、この、様式史の枠内では理解しがたいとされる本像の造形的特質こそ、上記問題を解く手がかりになると考えられる。すなわち、本稿は、本像の造

形的特質を一つの手がかりとして、醍醐天皇発願による上醍醐伽藍構想の一端を明らかにすることを目的とするものである。

以下、その手順を示しておきたい。

まず、第一章においては、これまでにも指摘してきたものであるが、本像に認められる造形上の古様さをあらためて確認し、その源を探る。

次いで、第二章においては、当時の造寺組織のありようを検討する。

従来、本像に見出される造形的特質は、聖宝が造像に関与したことによつて生み出されたものであると理解してきた。一般に、造寺・造仏に手腕を発揮したとされる聖宝と造仏の技術に秀でたとされる真言僧会理とが、十世紀初頭前後の造寺・造仏事業を牽引したという認識は根強い。しかしながら、実際、当時の造寺体制がどのようなものであつたかについては、必ずしも十分に議論されていない。そこで、第二章においては、当時の造寺組織のありようを具体的に描き、上醍醐の造営が朝廷の主導する造営体制の中で進められたものであることを明示したい。また、その一環として、造仏に関わる技術者とも、造営事業を統括する監督者とも目されてきた会理の実像について再検討を行う。

これらを踏まえ、第三章において、醍醐天皇発願の上醍醐の伽藍構想、ひいては醍醐寺薬師三尊像の歴史的位置づけについて、考察を進めることとする。

### 一、上醍醐薬師堂薬師三尊像の造形的特質

本章においては、これまでにも諸先学によつて復古的であると指摘されてきた、本像の造形的特質についてあらためて取り上げる。本稿は特に、その復古性の具体的な意味を検討する。というのも、本像の復古性と上醍醐の伽

藍構想とは極めて密接な関係にあるのではないかと予想するからである。

なお、本三尊像については、従来中尊と脇侍像の大きさの不釣合いや作風の相違から、これらが造像当初より一具であつたか否かを疑問視する意見もある。しかしながら、むしろ両者の違いこそ、後述するように、本像の造形的特質を浮き彫りにする証左となる。本稿では、仕上げなどの共通性から三尊一具であるとの立場に立ち<sup>(8)</sup>、以下、論を進めることとする。

#### 第一節 上醍醐薬師堂薬師三尊像の研究史

まず、研究史上における本像の位置づけを確認するため、近年の諸先学の研究を振り返つておきたい。

西川新次氏は、平安前期彫刻の様式展開について、九世紀前半に完成を見た様式が次第に形式化するという現在の通説となる理解を示された上で、本像の様式的特色を量感の強調と全体の調和及び形式化であると見なされた。また、本像には「奈良彫刻」の要素が見出せ、この「奈良彫刻の再発見」による新たな表現の獲得が、次代への様式展開の原動力になつたと指摘され、本像を次世代様式の端緒と位置づけられた。<sup>(9)</sup>

西川氏が、本像に平安前期から後期への過渡期的様相を見出そうとされたのに對し、副島弘道氏は、本像に見られる、九世紀末の木彫像の作風とは異なる新たな造形的特色を、平安前期彫刻の「最後の華」と位置づけられた。<sup>(10)</sup> すなわち、上醍醐薬師堂薬師三尊像、同五大堂大威德明王像、醍醐寺旧中院五大明王像は、十世紀初頭という一定の期間に造られた一過性の独特な作風を持つものであり、その後の作品は再び九世紀末の彫刻様式の延長線上に回帰したとされる。またこの独特な作風は、下図の準備や図様の決定など、作仏の統括を行つたとされる会理の下絵に依拠するものと捉えられた。

従来、平安前期から後期にかけての彫刻の作風展開は、前期諸像の作風が

消化されて平易な表現を獲得する過程と考えられてきた。十世紀は平安前期から後期へと彫刻様式が変化していくまさしく過渡期に当たるとされてきたが、その中にあって醍醐寺像は、その様式展開の中にはおさまらない造形要素をもつものとなり、その造形的特質をいかに解釈するかが問題の一つとなってきた。換言すれば、本像の史的位置づけを明らかにすることは、彫刻様式の展開を見極めることに通じ、ひいては平安彫刻史観を再考することに通じてるのである。

確かに形式的・表現様式的な面で、本像には同時代の木彫像の中でもいくつかの特徴的な点が認められるところである。その意味を解明するために、以下、諸先学の研究を参照しながら、本像の造形的特質について再検討することとしたい。

第二節 様式的特色の検討

まず、主に『基礎資料集成』五を参照しながら、基本事項を押さえておこう。本像（挿図1）は、像高一七六・一センチメートルであり、五大堂大威徳明王像と同様に、頭体幹部は幅約六〇センチメートル、奥行き約五八センチメートルの一材より彫出し、後頭部、背面から内刳りを施す一本造の技法で造られる。左足を上して結跏趺坐をする、いわゆる降魔坐の坐勢をとる。右手は胸上辺に挙げて掌を前に向け、第一・三指を捻じ、左手は膝前に置き、第三・四指を軽く曲げ、他指は伸ばして薬壺を載せる。<sup>(14)</sup> 着衣は、衲衣を右肩に少しあげ、偏袒右肩にまとう。本像の光背には、頭・身光それぞれの縁に沿って六軸の小薬師如来像が配されていることから、唐・義淨訳『薬師瑠璃光七仏本願功德經』に基づき、一尊で七軸の薬師如来を体現する一尊七仏薬師像として造像されたことがわかる。

ところで、本像の造形表現の特色をより明瞭に把握するには、同時代の作例との比較が有効であると思われる。そのため、煩瑣の感は免れ得ないが、寛平八年（八九六）制作の京都・棲霞寺阿弥陀三尊像のうち、中尊阿弥陀如來坐像<sup>(15)</sup>（以下、棲霞寺像とする）との比較を行いたい。というのも、棲霞寺像は周知の通り本像と制作年が近い基準作であり、像高等などをはじめとする各部の法量が近似するからである。

まずは、両者の全体の構図から見てみるとしよう（挿図2、表1）。表1から明らかなように、両者の像高はほぼ等しく、また全体の構図の安定性を規定する底辺の長さと厚み、すなわち脚部の横幅である「膝張」、及び脚部の厚みである「膝高」の数値も近似する。また、肩の頂部から肘にかけての上膊の構え方は、棲霞寺像の肩の張りが強いものの、比較的両者は相似通う。すなわち、像全体の正面觀を、脚部の幅を底辺、頭頂を頂点の一つとす

挿図1 醍醐寺薬師如來坐像 正面

る三角形として捉えたとき、両者はほぼ同じ構図の中におさまるのである。側面観（挿図3）では、肩頂の位置に対する頭部の配置が近似する。また、胸腹部の厚みは両者で異なるものの、胸部の頂の位置、三道から胸部、胸部から腹部にかけての起伏がほぼ一致し、基本的な立体の把握のあり方が共通

挿図2-2 棲霞寺阿弥陀如来坐像 正面

挿図2-1 醍醐寺薬師如来坐像 正面

挿図3-2 同 右側面

挿図3-1 同 右側面

	醍醐寺薬師如来坐像	棲霞寺阿弥陀如来坐像
像 高	176.1	178.0
頂一顎	61.0	64.5
面 長	34.7	34.1
面 幅	37.1	34.2
耳 張	45.9	43.6
面 奥	48.1	47.9
胸 奥	52.2	49.8
腹 奥	62.8	56.3
臂 張	122.0	118.6
膝 張	144.7	144.0
膝 奥	112.6	105.1
膝高（左）	31.5	31.0
膝高（右）	32.3	32.1

表1 法量の比較（単位cm）

\*『日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 重要作品篇』五による。

醍醐寺像の様式は、その意味で基本的に九世紀末の木彫像の様式展開に連なるものとして捉えてよいものである。一方、頭部に目を転じると、棲霞寺像に比して、本像の頭部のとりわけ大

きいことが一見して明らかである。数値からこれを確認してみると、頭頂から頬先までの長さ「頂—顎」、髪際から頬先までの長さ「面幅」、左右耳間の幅「耳張」のうち面長と面奥はほぼ同じである。このことから、本像は、棲霞寺像に比べれば、面相部に比して肉髻部を含んだ頭髪部分の割合が大きく、また面相部の縦の長さ「面長」よりも横幅「面幅」の広いことが確認できる。

さらに、本像頭部は、正面観、側面観の双方から見ると、側面の奥行きを十分にとり、ブロック的な立体構成がなされていることが知られる。

両像の構図や体部の立体構成が一致することを考慮したとき、醍醐寺像に見られる頭部の大きさや、ブロック状の立体構成、及び胸腹部の厚さ等は特徴的である。これが堂々たる体躯を造り、本像の威圧的な印象を生み出していると考えられよう。

また、本像の衣文は同時代の木彫像のそれと大きく異なっている（挿図4）。すなわち、本像の衣文は、これまでにも指摘がある通り、翻波式衣文の名残を一部に残しつつも、衣の柔らかな質感を表現することに眼目が置かれていいと考へられよう。

以上（<sup>16</sup>）の検討からわかるように、全体の構図や体部の立体把握に関して、本像は九世紀末の彫刻様式の範疇に十分入るものであるが、しかしながら、頭部の立体把握、衣文表現、とりわけ面部の構成要素には、棲霞寺像との違いが認められる。本像の面相部の構成要素の形が、同時代の作例に見出しがたい点は注目に値しよう。

このような、同時代の彫刻様式からの部分的な逸脱は、どのような意味を

も醍醐寺像は一線を画している。

以上、醍醐寺像の様式的特色について概述してきた。既によく知られていることを縷述してきた感も否めないが、これによつて基本的な理解は押さえられたかと思う。

さて、ここであらためて、本稿は醍醐寺像の面貌表現に目を向けてみたい。

本像の幅広で抑揚の少ない面からなる面相部には、大振りな目、鼻、口等の構成要素が配される。中央を占める鼻は特に大きく、面部の印象を決定付けている。眉は、頂より斜めにそぎ落とされた幅広の面で表され、その眉の太さがさらに面部の力強い印象を強固にしている。目は目頭を「への字」状とし、上瞼のラインが下方に向って弧を描き目尻を下げる。全体として見開きは大きい。また、上唇の上部の肉付きは豊かで、唇が幅広で厚いことも特徴的である。これら構成要素の大振りなつくりは、体躯から受けた威圧的な印象をさらに増幅させる効果を發揮していると考えられる。他方、棲霞寺像の面相部の構成要素はいずれも小振りであり、またそれは、顔の中央に寄せ集められるかのように配されるなど、両像の違いは大きい。醍醐寺像の面貌表現は、同時代に類例を見出せないものである。

持つのであろうか。この問題を検討する前に、次節では、本像の形式的特色について確認しておきたい。

### 第三節 形式的特色の検討

屋上屋を架すようだが、行論の必要上、あらためて本像の形式的な特色について取り上げる。

本像の形式的特色として指摘されているものには、以下のようなものがある。左足を上に結跏趺坐するいわゆる降魔坐であること、足先を衣で包み込むという日本においては類例の少ない着衣形式であること、左脚部上にかかる衣端が逆三角形状に表されていること、である。

まず、左脚部上に表れる衣を逆三角形状に成形する特徴は、例えば木心乾漆造の京都・神護寺薬師如来坐像や木造の奈良・新薬師寺薬師如来坐像など、奈良時代後期から平安時代初期にかけて制作された彫塑像に見出される。<sup>(17)</sup>また、胸腹部をわたる衣の折り返しや左脚部にかかる衣の衣端に何段かのたわみを表す衣文表現は、やはり同時期の彫塑像に見出せるもので、本像ではそれを形式化した上で取り入れている。

足先を衣で包み込む着衣形式については、中国唐時代（初唐期）を初見として八世紀以降に流行するとされる。<sup>(18)</sup>日本においては、現存遺品の限りでは、奈良時代後半に制作された奈良・唐招提寺盧舍那仏坐像を初見とし、次いで京都・藥師寺薬師如来坐像、九世紀後半頃の作とされる大阪・獅子窟寺薬師如来坐像が知られるくらいで、作例は少ない。類例に、左足の半ばより先の一部を衣で覆い隠す福島・勝常寺薬師如来坐像があり、現存遺品の限りではあるものの、その作例が平安前期に集中していることに注意される。<sup>(19)</sup>

本像の造形に復古性が指摘されてきたのは、上記の形式的特色が、いずれ

も奈良時代後半から平安初期に制作された像に見出せるものだからである。前節で確認したように、本像は、同時代の彫刻様式の展開上に位置づけられるものであるが、一方で、形式の一部には、別の時代の特色が引用されているのである。

以上、本像の形式的特色について検討してきた。ところが、本像に見られる過去に遡る造形は、右に見た形式だけではなく、実は面部の様式にも指摘できる。すなわち、本像の面相部の各構成要素を、正面観だけではなく、あらゆる角度から見たときの立体として捉えたとき、これに似た立体表現を持つ像を、過去の作例の中に見出すことができる。形式、あるいは図像が、時代を超えて継承されていくのは一般的なことであろう。ところが、本像においては、時代性を有するはずの立体表現の一部に、過去の作例のそれが取り入れられていると考えられるのである。

ここで、奈良時代天平年間（七二九～七四九）後半頃に造られたとされる東大寺法華堂不空羈索觀音立像（挿図5）に注目したい。

### 第四節 復古的造形表現の源

東大寺法華堂不空羈索觀音立像（以下、法華堂本尊像とする）は、よく知られるよう、奈良時代八世紀半ば頃の制作になる脱活乾漆像の代表的な作例の一つである。<sup>(20)</sup>本節においては、醍醐寺像と法華堂本尊像の面相部の各構成要素を比較し、両者の立体表現上の類似性を指摘したい（挿図6）。

まず、法華堂本尊像の面相部の立体表現について確認することからはじめよう。顔の輪郭は、頬中央を頂点とするゆるやかなカーブによつて形作られ、眉は、正面から見て立ち上がりが強く、目尻手前に位置する眉頭に向かつて、

斜め上方に急角度に伸びる。目の上瞼のラインは目頭を「への字」状とし、わずかに下方に向つて弧を描くラインを描きながら目尻に至り、終端を少し下げる。鼻は、鼻柱を頂にし、両側がゆるやかな広がりを見せる幅広の面からなり、それに呼応して鼻翼部の横幅は大きく、たっぷりとした肉付きが与えられている。口は鼻翼に応じて幅が広い。上唇上部は、豊かな肉付きを見せるが、人中のくぼみが広くかつ浅いために、全体としてゆるやかな起伏を見せていている。

これら面相部の特徴は、現存遺品を見る限りでは乾漆像をはじめとして、技法を問わず、奈良時代八世紀後半に造られた像に見受けられ、法華堂本尊像はその端緒に位置するかと思われる。<sup>(21)</sup>すなわち上記の特徴を持つ像としては、例えば、塑造愛知・真福寺如来頭部（挿図7）、脱活乾漆造の奈良・法

隆寺東院伝法堂西の間阿弥陀如来坐像、木心乾漆造の奈良・西大寺四仏坐像のうちの阿閻如來坐像などが挙げられ、いずれも八世紀後半の作とされるものである。

それに対しても、東大寺法華堂諸像の中でも、塑造伝日光・月光菩薩像や、同時期の作になると考えられる脱活乾漆造大阪・葛井寺千手觀音坐像などは、頬をふくらませた丸い顔立ちで、より写実的な顔つきを持つものである。天平年間後半期（八四〇年代）に造られ、この時代の最も完成された様式を有するとされる法華堂諸像の中でも、法華堂本尊像の面相部の諸特徴は、特に八世紀後半以降に造られた像のそれと共通するものなのである。

そして実に、醍醐寺像における面相部の構成要素の特徴は、まさにこの法華堂本尊像をはじめとする奈良時代後期以降に造立された諸像のそれと合致する。以下、詳しく見ていく。

醍醐寺像と法華堂本尊像の眉は、付け根から眉頭へ至る立ち上がりの強い弧の形に特徴がある。また、眉は幅広の斜面で形作られており、その太さもまた特徴的である。これに対し、第二節において醍醐寺像との比較を行った棲霞寺像（挿図8）では、眉頭と眉尻の高低差は小さく、弧はなだらかに描かれる。これまで公開されてきた写真から確認することは難しいが、その側

挿図5 東大寺法華堂不空羈索觀音立像

挿図7 真福寺如来頭部

面観からしても、醍醐寺及び法華堂本尊像と棲霞寺像の眉の形の違いは、明らかである。

目の形は、棲霞寺像もまた、上瞼の目頭を「への字」状とし、下向きの弧を緩やかに描くなど、両像に類似する。ところが、側面観を比較してみると、醍醐寺像と法華堂本尊像の上下瞼のラインがふくらみを持つ線で構成され、目の側面形が柳葉状となるのに対し、棲霞寺像の目は、下瞼のラインが目尻付近でやや下方に下がり、一方、上瞼のラインは直線的である。

挿図 6-4 醍醐寺薬師如来坐像 頭部正面

挿図 6-1 東大寺法華堂不空羈索觀音立像 頭部正面

挿図 6-5 同 頭部斜側面

挿図 6-2 同 頭部斜側面

挿図 6-6 同 頭部左側面

挿図 6-3 同 頭部左側面

また、鼻の形を見ても、鼻柱両際の側面が幅広く、鼻翼が横幅広く大降りに表される点で、醍醐寺像と法華堂本尊像は共通する。平安前期の彫像を通覧しても類例は見出しがたく、両者の類似が際立つてゐる。

鼻口間の盛り上がり部分が、口角からの立ち上がりが強く大きく隆起する様は、両像のみならず、棲霞寺像もまた同様である。しかしながら、人中が浅く、そのくぼみから唇の隆起にかけて浅く緩やかな起伏を表す様は、醍醐寺像及び法華堂本尊像にのみ見出せる。側面観を参照するならば、鼻の付け

根から上唇先端にかけての反りが醍醐寺像と法華堂本尊像は共通し、一方、棲霞寺像側面観では、そのような口唇部の反りは見られず、逆に丸みのある上唇のラインが特徴的で、これは実は仁和寺像に近似するものである。

醍醐寺像と法華堂本尊像という、制作時期のかけ離れた像の面相部における構成要素の類似は、例えば平安前期の完成された様式を持つ作例の一つ、承和十二年（八四五）制作の京都・神護寺五大虚空蔵菩薩像（本稿では、法界虚空蔵菩薩像を例に取り上げた。以下、神護寺像とする。挿図9）と比較すると、

挿図 9-1 神護寺法界虚空蔵菩薩坐像  
正面

挿図 8-1 棲霞寺阿弥陀如来坐像  
頭部正面

挿図 9-2 同 頭部斜側面

挿図 8-2 同 頭部斜側面

挿図 9-3 同 頭部右側面(反転)

挿図 8-3 同 頭部左側面

いつそう明瞭となるであろう。参考までに、醍醐寺像及び法華堂本尊像頭部を下から見上げた写真を掲げておく（挿図10）。

このように、両像の面相部を各構成要素に分解して、それぞれを一つの単位と見なしたとき、醍醐寺像及び法華堂本尊像は、その単位ごとの立体表現のあり方—単位様式—が、諸点において共通していることが理解できる。

頭部は、様々な曲面からなる球体といえる。したがって、その立体表現のありようは、例えば表面に沿つて表される目の形に如実に表れる。先にも指

挿図10-1 東大寺法華堂不空羈索觀音立像

挿図10-2 醒醐寺薬師如來坐像

摘したように、頭部全体の立体把握が全く異なるにもかかわらず、法華堂本尊像と醍醐寺像において、両者の目の形が正面観のみならず、いずれの角度から見たときにも類似するということは、醍醐寺像が何がしかの古い先行作例の目の形を、その立体性とともに写し取ろうとしたことを強く示唆している。

醍醐寺像は、面部の前面と側面とのつながりの非連続性や、抑揚の少ない平板な顔立ちなどの立体性に端的に表れているように、様式的には棲霞寺像のような九世紀末の木彫像系譜に連なる像として捉えられるものである。しかしながら、その面部の構成要素の一つ一つを一単位として取り出した場合、その単位毎に見出せる様式においては、少なくとも奈良時代半ばに遡る何かの彫塑像を引用していたと見られるのである。

すなわち、醍醐寺像は、全体の様式としては醍醐寺像が制作された十世紀初頭の時代様式を持ちながら、その造形のある部分においては別の様式を引用していくことができよう。九世紀以前の像においては、像を構成要

素に細かく分解したとしても、そこに見出せる単位様式は、像全体の時代様式と齟齬することはない。いわばそれまでは、同一の時代に属する単位様式の集合が、像を成立させていたと言つてよい。だが、醍醐寺像においては、像全体の様式と単位様式との間で、それぞれが有する時代性にズレが生じている。醍醐寺像の造形的特質は、まさにここにあると言えるのではないだろうか。

こうした考え方方が首肯されるならば、おそらくこれまでしばしば言及されてきた中尊と脇侍像との作風の相違についても、説明がつくはずである。すなわち、脇侍像もまた、衣文表現や胸飾などに古様な部分が見受けられる点で、中尊像と同じく復古的であると言える<sup>(22)</sup>が、様式的には十世紀以降の様式展開の中に十分位置づけられる像であった<sup>(23)</sup>。特に、中尊像と脇侍像の面相部を比較した際に看取される作風の齟齬は、中尊像における面相部の構成要素に別の時代様式が引用されたことに起因すると考えることができるのである。

以上、醍醐寺像の造形的特質について検討してきた。とりわけ、奈良時代盛期の法華堂本尊像の面部構成要素と醍醐寺像のそれとを比較することによって、両者の立体表現が類似することを提示した。それを踏まえ、九世紀以前の像には見出し得なかつた現象ではあるが、醍醐寺像の造形的特質が、全体の様式と細部の造形の単位様式のズレに求められることを論じた。

もつとも、筆者は、制作年代だけではなく、技法の違いも大きい醍醐寺像と法華堂本尊像の面相部が、全面的に似ていると主張しているわけではない。法華堂本尊像の面相部は、乾漆像ならではのやわらかな肉付きを見せ、醍醐寺像の面相部の立体把握とは全く異なっている。繰り返せば、両者の頭部全体を比較すると、それらは様式的には大きく異なっている。それにもかかわ

らず、面相部の構成要素の一つ一つを一単位として取り出して、両像を比較した場合、その一単位ごとの立体表現は、意外にも類似するのである。

なお、法華堂本尊像に見る面貌表現は、奈良時代後期の彫塑像に見出せる面貌表現の一つのパターンとして普及・定着したものであるから、法華堂本尊像そのものが醍醐寺像の直接的なソースとは考えない。少なくともここから言えることは、醍醐寺像の面貌表現の源が、奈良時代後期に遡る彫塑像に求められるということである。

それでは、十世紀初頭という時期に、なぜ過去の作例の面貌表現が注目され、その表現様式までもが醍醐寺像に引用されたのであろうか。この引用はいかなる意味を持つのであろうか。これが次の課題となる。

これまで述べられてきた醍醐寺像における復古性については、主に制作者との関わりの中で解釈がなされてきた。すなわち、上醍醐の造営に関わった聖宝は、平安京の東寺・西寺、南都の東大寺・弘福寺などをはじめとする大寺で、数多くの造仏・修理事業を行っていることが知られ、醍醐寺像に見る復古性も、こうした南都に深い縁を持ち、奈良時代に造られた彫像に親しかったであろう聖宝の差配によるものと捉えられてきた。<sup>(25)</sup>

先述のように、これまで、十世紀初頭の醍醐寺をはじめとする造像については、聖宝、そしてそのもとで造像に携わった会理という枠組みの中で理解され、それが当時の造仏事業のイメージを規定してきた。しかしながら、次章で考察するように、上下醍醐の造営においては、天皇の意思を直接的に反映する朝廷による臨時の造寺体制がしかれている。

次章では、これまでの「聖宝—会理」工房という理解の枠組みそのものを見直す意味も込めて、天皇発願になる御願寺造営などに際して設置された、平安時代前期の造寺組織について、詳しく検討する。そのことを通じて、本

像の復古性を考えるための基礎的知見を得たいと思う。

## 二、平安前期の造寺組織

平安前期の造仏工房については、奈良時代の造東大寺司や、十世紀末に史料上に初見される仏師康尚あるいはその弟子である定朝が主催した私工房に比較して、史料の制約もあり未解明な点が多い。<sup>(26)</sup> 実際、醍醐天皇発願による上醍醐の造営事業については、朝廷により臨時の造寺組織が設置されたと推測されるものの、それを直接的に明示する史料は、管見の限り、見当たらぬ。

い。

ところで、『醍醐寺縁起』<sup>(27)</sup> に、醍醐寺中尊像の作者として会理の名が明記されること、会理の師とされる聖宝が勅により上醍醐の造営を一任されたことから、従来、本像の作者には、会理が想定されることが多かった。ところが、会理が技術者であることを示す史料が、この『醍醐寺縁起』を含めて後世の編纂にかかるものが多いため、会理を本像の作者とすること、ひいては彼を技術者と見なすことに否定的な見解も多い。そのため、上醍醐の造営には、会理が造仏の統括のみを行つたとする見解や、そもそも聖宝と会理との間に実際には師弟関係がないことから、会理の関与はなかつたとする見解が提示されるなど、会理の実像は依然として定まらないのが現状である。<sup>(28)</sup>

そこで、本章ではまず第一節において、会理像の再検討を行いたい。その上で、第二節では、当時の朝廷による造寺事業には、いかなる組織が置かれ、どのように人員が配置されたのかを考察する。特に、比較的史料の豊富な下醍醐の伽藍造営を取り上げ考察しよう。

## 第一節 会理像の再検討

(1) 会理に関する研究史と基本史料の整理  
はじめに、近年、副島弘道氏が行われた研究史の整理<sup>(30)</sup>に学びつつ、ここで一度、会理に関する論点を確認し、基本事項を押さえることとする。

会理の事績の大半は、既に清水善三氏や副島氏によって網羅的にまとめられており<sup>(31)</sup>、それらに依りながら、あらためて個々の典拠についての史料批判を行つた。次頁に掲げる表2は、信が置けると判断される史料をもとに作成した会理の略年譜である。これに対し表3は、現段階では、会理関係史料としては必ずしも依拠できないと判断されたものによつて整理した表である。

表2・3から明らかのように、会理は真言宗の高僧であり、かつ、様々な造営事業に携わった人物と伝えられてきた。繰り返せば、これまで論じられてきた会理像は、二通りに大別される。一つは、会理が造仏・図絵等に優れた技術者であったとするもの、いま一つは、造仏全体を統括する役割を担つた監督者であったとするものである。

会理を技術者として捉える清水氏は、造寺造仏の監督責任者の役割を果たした聖宝の配下に、造仏に長けた会理の存在があつたと想定し、「聖宝－会理工房」という恒常的な工房の存在を推定された<sup>(32)</sup>。一方、西川新次氏は、むしろ、会理は造営事業に精通し、造仏を統括する監督者であったとし、会理の技術者的側面を否定された<sup>(33)</sup>。現在、後者が有力な見解となつているようである。さらに、これらの見解を踏まえた上で、副島氏は、会理が技術者であることを示唆する史料がやはり多いこと、なおかつ会理作との伝承のある作品が存在することから、これらの事実をより整合的に理解すべく、新たな見解を提示された<sup>(34)</sup>。すなわち、氏は、会理を下図の準備と全体の調整を行う技術者と統括者の二つの性格を併せ持つた存在として捉えられたのである。

このように、会理の像は、論者によつて様々に提示されているが、見解が相違する主な要因は、各々が論拠とする史料が相違することによるところである。したがつて、会理の実像を検討するにあたつては、まずは関係史料の史料批判が最も重要なはずである。

以下では、表2記載の事績のうち、①～③を取り上げ、ここから知り得る会理の実像を検討する。

### (2) 東大寺講堂復興・造営事業

延喜十七年（九一七）十二月一日の夜、東大寺講堂より失火があり、講堂及び三面僧房が焼亡<sup>(35)</sup>した。『東大寺要録』卷四諸院章、第四講堂条に引く「延暦元年新檢記帳」によれば、講堂には、聖武天皇の発願になり、天平勝宝七年（七五二）に造像が始められた像高二丈五尺の乾漆造千手觀音像、光明皇后発願になり、天平十九年（七四七）に造像が始められた虚空藏菩薩像、地藏菩薩像等が安置されていた。

奈良時代の東大寺には、造仏を行うための令外官司として造東大寺司が設けられたが、それは延暦八年（七八九）に廃止され、その後寺内工房として、修理營繕などを担当する造寺所が設置された。以下に取り上げる史料からわかるように、この延喜十七年の火災の後には、この寺内の造寺所とは別に、朝廷による臨時の造営組織が設けられ、講堂等の復興・造営及び安置諸像の再興造仏が行われた。平安前期の朝廷による造寺組織については、本章第二節にて詳述するが、この度の東大寺講堂復興・造営のために置かれた臨時組織について、行論の便宜上、ここであらかじめ簡単に論じておこう。

〔表2〕

年 月 日	事 績	典 拠
寛平四年五月十九日	この日までに和歌山・慈尊院弥勒仏坐像を造像し終える。	【高野御幸記】 <sup>(35)</sup> 天治元年十月二十五日条・裳先裏墨書銘 <sup>(36)</sup>
延喜七年八月二十三日	①朝廷が、会理を東大寺に派遣し、毘沙門天・持国天像等を検じさせる。	【東大寺要錄】卷第十、雜事章之余所引「新記二十卷」
延喜八年五月三日	東寺にて宇多法皇より灌頂を受ける。	【東宝記】第四法宝上、宇多法皇於東寺御授与事所引 【寛信法務記】・【東寺長者補任】 <sup>(39)</sup>
延喜十五年十二月二十五日	東寺凡僧別當	【東大寺要錄】卷第四、諸院章第四 <sup>(40)</sup>
延喜十八年三月二十八日(承平五年五月九日の間)	九一五 九一八・九三五 九一八・九三五 小仏師を率いて造像する。 ②延喜十七年に焼亡した東大寺講堂の千手觀音・虛空藏・地藏菩薩像を、五十餘人の	【貞信公記】 <sup>(41)</sup> 同日条 【扶桑略記】 <sup>(42)</sup> 同日条 【僧綱補任】 <sup>(43)</sup>
延喜二十年十月二十六日	九一〇 九一五 九一五 ③醍醐天皇・宇多法皇の意向を受け、会理に東寺造塔のことを行わせる。	【東宝記】第四法宝上、宇多法皇於東寺御授与事所引 【東寺長者補任】 <sup>(39)</sup>
延長三年八月二十三日	九一〇 九一五 九一五 勸修寺にて行われた、醍醐天皇母后藤原胤子の御法事に際し、呪願師を務める。	【高野御幸記】 <sup>(35)</sup> 天治元年十月二十五日条・裳先裏墨書銘 <sup>(36)</sup>
延長六年六月二十八日	九一八 九一八 九一八 権法律師	【東宝記】第四法宝上、宇多法皇於東寺御授与事所引 【寛信法務記】・【東寺長者補任】 <sup>(39)</sup>
延長六年十二月	九一九 九一九 東寺別當	【東大寺要錄】卷第四、諸院章第四 <sup>(40)</sup>
延長七年	九一九 九三〇 後七日御修法を務める。	【東大寺要錄】卷第四、諸院章第四 <sup>(40)</sup>
延長八年	九三一 九三一 九三一 醍醐天皇不予以て阿闍梨として孔雀法を修す。	【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup>
延長八年九月二十二日	九三一 九三一 九三一 醍醐天皇の葬送に際し念仏僧を務める。	【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup>
延長八年十月十日	九三一 九三一 九三一 醍醐天皇の葬送に際し念仏僧を務める。	【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup>
承平元年九月二十四日	九三一 九三一 九三一 醍醐天皇の周忌法会にて呪願師を務める。	【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup>
承平元年十月二十七日	九三一 九三一 九三一 内論義にて加持香水を務める。	【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup>
承平二年	九三一 九三一 九三一 内論義にて加持香水を務める。	【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup>
承平五年十二月十一日	九三五 九三五 九三五 権少僧都	【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup>
承平五年十二月二十四日(承平五年十二月二十七日) <sup>(47)</sup>	入滅 東大寺大仏殿の柱絵を描く。	【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup> 【覺禪鈔】「後七日法」・【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup> 【僧綱補任】 <sup>(44)</sup> 【東大寺長者補任】 <sup>(44)</sup> 【僧綱補任】 <sup>(44)</sup> 【七大寺日記】・【七大寺巡礼私記】 <sup>(48)</sup>
年次不明	東大寺講堂供養法会にて梵唄を務める。	【東大寺要錄】卷第四、諸院章第四 <sup>(49)</sup>
年次不明	相応の主導のもと、比叡山常行三昧堂胎藏阿弥陀五尊像を造像する。	【東大寺縁起】 <sup>(50)</sup>
承平五年五月六日	東寺灌頂院祖師絵を描く。	【東大寺要錄】卷第四、諸院章第四 <sup>(51)</sup>
年次不明	篋南山中院小塔の柱絵を描く。	【叡岳要記】 <sup>(52)</sup> 上、常行三昧堂所引「或記」 【東宝記】第二法宝上、灌頂院事 <sup>(53)</sup> 【瑜祇秘要決】 <sup>(54)</sup> 第二、率都婆印御素木加持事
年次不明		

〔表3〕

年 月 日	事 績	典 拠
寛平九年～延喜九年の間	八九七～九〇九 この間に供養された東寺食堂千手觀音像を造像する。	【東宝記】第一仏法上、食堂事 <sup>(49)</sup>
延喜七年～延喜十三年	九〇七～九一三 東大寺講堂供養法会にて梵唄を務める。	【東大寺縁起】 <sup>(50)</sup>
承平五年五月六日	九三五 東寺灌頂院祖師絵を描く。	【東大寺要錄】卷第四、諸院章第四 <sup>(51)</sup>
年次不明		【叡岳要記】 <sup>(52)</sup> 上、常行三昧堂所引「或記」 【東宝記】第二法宝上、灌頂院事 <sup>(53)</sup>
年次不明		【瑜祇秘要決】 <sup>(54)</sup> 第二、率都婆印御素木加持事
年次不明		

## 史料1 『東大寺要録』卷第七雜事章第十

一、講堂供養事 日記文<sup>(57)</sup>

延喜十七年十二月四日乙酉、東大寺奏「失火由」。五日庚戌、是日、綿一千屯施「東大寺衆僧」。左少弁藤原當幹為「勅使」。依「有失火也。同十八年三月廿八日辛丑、任「造東大寺講堂使」。

長官正五位下平朝臣時望、少弁次官從五位下文室朝臣幸行、兼左前主判官正六位上丈部宿禰有沢、兼左京水正主典正六位下阿刀宿禰平諸、兼左京水正前主判

同年六月廿日、任「造東大寺講堂使」。

判官菅野常生、兼木工少允、主典壬生時春、兼同八月十五日、造東大寺講堂使、算師依智泰信臣、

承平五年五月九日壬寅、天晴、是日、東大寺講堂并新仏開眼会也。權律師仁敷、徒儀師玄延、本寺別當寛救、左大史坂上經行等、為「会行事」也。所供一千僧。三百僧会色衆、七百僧無色也。(下略)

## 史料2 『東大寺要録』卷第十雜事章之余

新記二十卷<sup>(58)</sup>

(中略)

講堂修理事

延長七年二月八日戊申、以「大和國調庸錢正稅穀等」、宛「造東大寺講堂官人以下料」。

延喜廿年十二月廿八日、造東大寺講堂檢校權大僧都法眼和尚位觀賢、寺

別當權律師法橋上人位觀宿等奏狀傳、(中略)去延喜十七年十二月一日

この復興造営の体制については、飯塚聰氏の研究に詳しい<sup>(60)</sup>。氏によれば、延喜十八年三月二十八日に任せられた造東大寺講堂使は、長官平時望(左少弁)、次官文屋幸行(前主水正)、判官丈部有沢(左少史)、主典阿刀平緒(左京大属)からなっていた。また、同年八月十五日に、算師依智泰信臣が加えられたことからもわかるように、そこには技術者としての役割を担つた官人も動員されていた。

ところで、技術者が動員されたことは、「類聚符宣抄」第十、可賜上日

夜、火災俄発、講堂・僧房皆悉焼亡」。爰公家歎先皇御願一時頽落、

下「知諸国」、欲「早修補」。然而營作甚大、結構無期。況復本願之旨、尤在弘濟。望請准「先後兩度例」、令天下諸人、一文錢一合米、隨

力多少、以得中加造上者、勅「五畿七道諸國」、檢「納米并輕物等色」、差

幹了史生若勇士、來年七月以前送「取」、「返抄」即進レ官。其運

貨料、便宛「彼内」、不「得乖」。(下略)

史料1・2は、ともに朝廷内部で作成された同時代の記録を原史料としたものであり、信頼性は高い。これらによれば、東大寺講堂及び三面僧房が焼亡すると、ほどなく天皇にその旨が奏聞され、その翌日には左少弁藤原當幹が勅使として派遣されて、衆僧に綿一千屯を施している。そして翌十八年三月二十八日、朝廷は長官、次官、判官、主典の四等官からなる造東大寺講堂使を任じる(史料1)。その後、延喜二十年十二月二十八日には、造東大寺講堂検校となつた醍醐寺座主觀賢、及び東大寺別當觀宿によつて、先例に則り天下に広く修理のための物資を求めるよう奏上が行われ、それに対しても朝廷は翌年七月までに米などを供出するよう、五畿七道諸国に勅を下している(史料2)。

史料1・2は、ともに朝廷内部で作成された同時代の記録を原史料としたものであり、信頼性は高い。これらによれば、東大寺講堂及び三面僧房が焼

亡すると、ほどなく天皇にその旨が奏聞され、その翌日には左少弁藤原當幹が勅使として派遣されて、衆僧に綿一千屯を施している。そして翌十八年三月二十八日、朝廷は長官、次官、判官、主典の四等官からなる造東大寺講堂使を任じる(史料1)。その後、延喜二十年十二月二十八日には、造東大寺講堂検校となつた醍醐寺座主觀賢、及び東大寺別當觀宿によつて、先例に則り天下に広く修理のための物資を求めるよう奏上が行われ、それに対しても朝廷は翌年七月までに米などを供出するよう、五畿七道諸国に勅を下している(史料2)。

人々、候御願所人に見える宣旨からも知ることができる。<sup>(61)</sup>

### 史料3

大納言民部卿藤原朝臣清貫宣傳、上喚使檜前貞則奉仕東大寺造仏所一  
之間、宜下准<sup>一</sup>見仕<sup>二</sup>從<sup>三</sup>今月<sup>一</sup>給中<sup>二</sup>當番上日<sup>三</sup>者。

延長七年三月十六日

少外記春淵良規<sup>奉</sup>

史料3に見られる上喚使（上召使）檜前貞則は、本章第二節で取り上げる『類聚符宣抄』第十所収の別の宣旨から、太政官に所属する漆工であることが知られる。そして、この史料3より、復興造営の最中である延長七年に、貞則が「東大寺造仏所」に出向していること、そこで彼の上日（勤務日数）は本務先での勤務に準ずるものとして認められていることが知られる。すなわち、この文中に見える「東大寺造仏所」が、史料1の造東大寺講堂使下の一部局であることは疑いないであろう。

以上の検討により、この時の東大寺講堂造営体制は、四等官からなる造東大寺講堂使と、天皇と寺家との間を取り持つ造東大寺講堂検校觀賢、そして東大寺の別当觀宿とが責任者であり、これらの下に各官司から派遣された技術者が組織された、いわば臨時のプロジェクトチームというべきものであつたことが知られる。おそらくそこには、東大寺の寺内工房である造寺所の人らも参画していたであろう。<sup>(62)</sup>

そして、この東大寺講堂復興造営に他ならぬ会理が参画したことが、次に挙げる史料4より知ることができる。

### 史料4 『東大寺要録』卷第四諸院章第四（表2の②）

#### 一、講堂条

（中略）

延喜十七年丁丑十二月一日夜、自西室二室失火、講堂三面僧房焼亡。  
于レ時、別当權律師觀宿、檢校觀賢僧正。件講堂千手觀音并挾侍虛空藏

地藏各一軀。仏師会理阿闍梨任<sup>二</sup>律師<sup>一</sup>。小仏師五十余人。

東脇士虚空藏、西地藏云々。

右の文を収録する『東大寺要録』卷第四諸院章第四は、東大寺の各院、各堂に関して、それらにまつわる種々の記文、伝記など、性格を異にする史料を集録したものである。史料4は、「延暦元年新檢記帳」や、九世紀前半頃成立の説話集『日本感靈錄』等、講堂に関する様々な性格の関連史料を年代順に列記する講堂条のうち、会理の名が見られる箇所を抜き出したものである。<sup>(63)</sup> この文は、延喜十七年の時点では大僧都であるはずの觀賢に「僧正」という彼の極位が付されるなど、同時代史料とは言えないものの、『東大寺要録』が編纂された嘉承元年（一一〇六）以前の東大寺内に残っていた記録を基にした記述であり、おおむね史実を伝えているものと考へてよい。ここから、会理が五十余人の「小仏師」を率いて、千手觀音像をはじめとする東大寺講堂諸像の復興造仏に従事した「仏師」であると認識されていたことが知られるのである。

それでは、「仏師」たる会理は、どのような立場で東大寺講堂諸像の復興造営に従事したのであろうか。史料1～3より明らかにしたように、この復興造営においては、朝廷によって臨時のプロジェクトチームが組織され、造東大寺講堂使長官の平時望をはじめとする官人、檢校觀賢、そして別当觀宿がその責任者であった。その配下には、漆工檜前貞則などの技術者が朝廷よ

り派遣されていた。

こうした造営体制のありようを踏まえるならば、「仏師」会理もまた、造東大寺講堂使長官や造東大寺講堂検校の下に組み入れられる存在であったことは疑いなかろう。そして、平安時代の史料に「仏師」と明記される以上、これをあえて否定することはできまい。彼は技術者として朝廷により派遣された仏師であつたと考えられるのである。そして、会理が朝廷から派遣される存在であつたことは、さらに次の史料からも裏付けられる。

史料5 『東大寺要録』卷十雜事章之余所収「新記二十卷」（表2の①）

- A 延喜七年八月廿三日、遣<sup>ニ</sup>伝燈大法師位会理於東大寺<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>檢<sup>ニ</sup>毘沙門天・提頭賴吒天并天王像修理<sup>一</sup>。
- B 九月、於大藏省、蒹草一枚・墨四十五挺、宛<sup>ニ</sup>東大寺毘沙門天・提頭賴吒天并兩天王像修理料<sup>一</sup>。
- C 同年十二月廿五日庚午、以<sup>ニ</sup>長門国丹七十斤・胡粉七十斤<sup>一</sup>、宛<sup>ニ</sup>東大寺毘沙門天・提頭賴吒天并兩天王像修理料<sup>一</sup>。
- D 同年（延喜十年）<sup>(64)</sup>八月十三日庚午、東大寺毘沙門・提頭賴吒兩天王像彩色仏師以下食料米五十三斛四斗七升二合、以<sup>ニ</sup>大和国正税稻<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>春宛<sup>ニ</sup>之。

概要は次の通り。

- A 延喜七年（九〇七）八月二十三日、伝燈大法師位会理を東大寺に遣わし、毘沙門天・持國天像等の修理を検じさせた。
- B 延喜七年九月、大藏省において蒹草一枚と墨四十五挺を、東大寺毘沙門天・持國天像の修理の分として宛てた。

C 延喜七年十二月二十五日、長門国丹七十斤・胡粉七十斤を、東大寺毘沙門天・持國天像等の修理の分として宛てた。

- D 延喜十年八月十三日、東大寺毘沙門天・持國天像の彩色仏師の食料米五十三斛四斗七升二合を、大和国正税稻から割いた。

この延喜七年の東大寺毘沙門天像・持國天像等の修理事業については、朝廷が臨時造営プロジェクトチームを設けたかどうかは未詳だが、少なくともこの修理事業が朝廷主導で行われたことは、Bより、大藏省の関与が認められること、Dより、作業に従事する彩色仏師の食料に正税が宛てられていることから、明らかである。そしてAより、会理は朝廷の命によって東大寺に派遣され、毘沙門天・持國天像等の修理を検じていることが知られる。すなわち、ここから、会理は修理を見極めるだけの技術者としての技量を持つこと、朝廷がその技量を認めており、会理はその差配を受けて動く存在であったことが知られるのである。

この朝廷の差配により公的な造営事業に携わる会理の姿は、さらに次の史料からも知ることができる。

史料6 『貞信公記』延喜二十年十月二十六日条（表2の③）

<sup>(A)</sup> 令<sup>ニ</sup>会理行<sup>ニ</sup>東寺造塔事<sup>一</sup>者、此宣旨仰<sup>ニ</sup>淑光<sup>一</sup>。是依<sup>ニ</sup>法王旨<sup>一</sup>所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰也。

『貞信公記』は、延喜二十年（九二〇）当時、右大臣であつた藤原忠平の日記である。（A）より、「会理をして東寺造塔の事を行わしめよ」という醍醐天皇の勅命を右大臣藤原忠平が上卿として奉じ、これを右少弁紀淑光に宣していること、（B）より、そもそもこの勅命が、宇多法皇の意志に基づくものであつたことが知られる。この一文から、宇多法皇の意向が天皇に伝え

られ、朝廷の正規の手続きを経て、会理が、東寺造塔に関与したことが知られるのである。

なお、この東寺五重塔の造営を命じられた延喜二十年の時点で、会理は僧綱位にはついておらず、造東大寺講堂検校に任じられた觀賢のように事業全体を統括し、天皇と寺家とを取り持つ役割であつたとは考え難い。会理はやはり技術的な側面で関与したものと考えられる。

以上を総合するならば、会理は、自身が造仏等の技術を有し、隨時、朝廷の指示によつて臨時造営プロジェクトに参画し、造仏をはじめとする造営事業に従事した人物であつたと考えられるのである。同時代史料、ないしはそれに準ずる平安時代の信頼性の高い史料に限定して、それをもとに考察を進めてきたが、それに依る限り、会理は仏師であつたと解するのがやはり妥当と考える。

なお、筆者は、会理が仏師であるとしても、聖宝の下での固定化された工房が存在したとは考へない。会理が朝廷から直接命を受けていることからもわかるように、彼が造営事業に従事するに際しては、法脈上の関係はさほど重要な意味を持つものではなかつたと考えられるからである。確かに、聖宝は様々な造寺・造仏事業に携つたが、別当の役割は、本来的には造寺・造仏・修造をはじめとする寺院財産の管理であり、『醍醐寺根本僧正略伝』などに顕彰される聖宝の事績も、その職務の範疇に入るものばかりである。弘福寺や西寺などの別當を歴任し、修理・造仏活動を領導した聖宝は、その度重なる別當への就任からも理解されるように、資財管理能力に非常に長けた人物であつたと見られるのである。

以上、信頼できる史料をもとに再検討した結果、会理は、自身の技術者としての能力をもとに、朝廷の指示によつて、種々の造営事業に従事した仏師

であつたと結論づけることができるだろう。会理の存在形態は、あくまで朝廷の指示の下で働くという限定はあるものの、十世紀末以降、藤原道長などの中貴族の下で造仏に従事した康尚・定朝の、その先駆的形態と位置づけることが可能であるように思われる。<sup>(66)</sup>

#### 註

(1) 上醍醐薬師堂に安置されていた薬師如来及び脇侍像は、二〇〇〇年に山上より下醍醐の靈宝館に移された（金子啓明「山からおりた本尊——上醍醐と薬師如来像」）  
東京国立博物館特別展覧会図録『国宝 醍醐寺展』、二〇〇一年）。

(2) 本像については、近年になって、醍醐天皇発願にかかる五大堂五大明王像の遺品であることがあらためて確認された（副島弘道「木造大威德明王像 醍醐寺（五大堂）蔵」）『美術史』一二三、一九八八年一月）。

(3) 宮内庁書陵部所蔵（五〇六一四四）。以下、「醍醐寺要書」は同本による。  
(4) なお、『醍醐寺縁起』（群書類從）二十四には、貞觀十六年（八七四）六月一日、聖宝が笠取山山頂に草庵を結び、准胝・如意輪觀音像の造像を行い、同十八年

に堂宇を建立、尊像を安置したとみえる。この『醍醐寺縁起』の成立は十三世紀後半のこととされ、説話的脚色のなされた記事も多い（津田徹英「醍醐寺縁起」の成立とその背景について）「慶應義塾大学『三田哲学会 大学院生論文集』一、一九九〇年十月）。なお、平安時代後期に成立した『醍醐雜事記（慶延記）』卷一の准胝堂条に、聖賢（一〇八三）一一四七の説として、聖宝自刻の准胝觀音像を祀る堂が最初に建立されたという記事が引かれる。

(5) 延喜七年に醍醐寺が御願寺となつた契機について、大隅和雄氏は、醍醐天皇の外祖母宮道列子の病氣平癒のために、列子ゆかりの土地である山科に建立された醍醐寺が注目されたものと推測された（同『聖宝理源大師』醍醐寺寺務所一九七六年。なお列子は同年十月十七日に死去）。また、佐伯有清氏は、同年六月の継母藤原温子の死と関わりがあるものと想定されている（同『聖宝』吉川弘文館、一九九一年）。(6) 例えば、井上正「醍醐寺薬師堂薬師如來坐像」（国華）八四八、一九六二年十一月）。

(7) 本三尊像の造形に復古的要素を認めている論考としては、次のようなものがある。佐和隆研「日本の密教美術」「延暦彫刻と密教の彫刻」便利堂、一九六一年）、西川新次「聖宝・会理とその時代」（国華）八四八、一九六二年十一月）、のち同

『日本彫刻史論集』所収、紺野敏文「付記」併載（中央公論美術出版、二〇〇一年）。

伊東史朗『日本の美術 薬師如来像』一四二（至文堂、一九八六年七月）、水野敬三郎「薬師三尊像」（醍醐寺大觀 建築・彫刻・工芸）一、岩波書店、二〇〇二年、以下、「醍醐寺大觀」一とする）、岩佐光晴（日本の美術 平安時代前期の彫刻 一木彫の展開）四七五、至文堂、一〇〇四年六月）、伊東史朗『日本の美術 十世紀の彫刻』四七九（至文堂、二〇〇六年四月）。

（8） 註7の水野氏解説。また、伊東氏は三尊の錆漆を用いた下地処理の共通性により一具性を認めておられる（註7『日本の美術 十世紀の彫刻』）。

（9） 註7の西川氏論文。

（10） 副島弘道「十世紀の彫刻——平安前期から後期への作風展開とその要因」（日本美術全集六 平等院と定朝）講談社、一九九四年）。なお、西川新次・副島弘道「薬師如来及両脇侍像」（日本彫刻史基礎資料集成 平安時代 重要作品篇）五、中央公論美術出版、一九九七年。以下、「基礎資料集成」五とする）においても、同見解が踏襲されている。

（11） 法量、形式、品質構造等の基礎的データは、『醍醐寺大觀』一も参照した。

（12） 法量、形式、品質構造等の基礎的データは、『醍醐寺大觀』一も参照した。体幹部の用材の寸法が、本像と五大堂大威德明王像とで共通することは、註2の副島氏論文参照。

（13） 伊東史朗氏は、降魔座が天平時代に多く、平安時代前半期の密教彫像には見出せないことを指摘している（同「真言密教彫像論」『新編 名宝日本の美術』八、小学館、一九九二年）。

（14） 本像の印相については、よく知られるように、『図像抄』をはじめとする平安後期に成立した密教事相書に言及があり、薬師如来の二つの典型的な印相のうちの一つと見なされていた。なお水野氏は、右手を施無畏印とする薬師如来の印相に比べると、本像の印相の類例が少ないこと、同様の印相を持つ作例の中でも、本像が古例に属することを指摘している（註7の水野氏論文）。

（15） 棲霞寺阿弥陀三尊像の基礎的データについては、『基礎資料集成』五を参照した。なお、棲霞寺阿弥陀三尊像は、源融が晩年に造像を発願し、寛平七年（八九五）の融の死後、翌八年に子息である湛と昇が完成させたものである（『菅家文草』卷第一十二願文下、呪願文「為両源相公先考大臣周忌法会願文」）。

（16） 註7の伊東氏前掲書（『日本の美術 薬師如来像』）。本像の足先は衣で包まれ、脚部に衣端が乱れ懸かっているが、伊東氏は、かかる着衣の表現形式が「天平——平安時代初め」の如来坐像に散見するものであることを指摘している。次いで、註7の同氏前掲書（『日本の美術 十世紀の彫刻』）においては、本像の仕上げに錆

漆をふんだんに用いることによって、木心乾漆像に近しい効果を出していると見なし、本像の作風の規範が天平仏にあると指摘されている。

（17） 註7の水野氏解説では、その他の類例として、奈良・宮古薬師堂薬師如来坐像を挙げておられる。この宮古薬師堂薬師如来坐像については、紺野敏文「田原本の仏像——奈良磯城の里」（『仏像好風』名著出版、二〇〇四年）を参照のこと。紺野氏は、宮古薬師堂像の制作年代を九世紀末と見なされ、その作風は、乾漆像のような表現を持つ新薬師寺薬師如來坐像のごとき、南都地域の木彫像の系譜を引くものと位置づけられた。すなわち、この宮古薬師堂像と本像とは、共通する表現形式を持つものであるが、宮古薬師堂像の場合には、その要素が現れる要因を南都という地域性に求めることができよう。

（18） 田邊三郎助「唐招提寺 金堂の仏像」（『奈良の寺』一九、岩波書店、一九七三年）。

（19） 本形式を有する遺品は、平安前期と鎌倉時代以降に集中し、遺品の残存に偏在性

が認められる。本形式を有する鎌倉時代の作例として、高知・雪蹊寺薬師如來坐像、岐阜・横蔵寺薬師如來坐像、佐賀・東妙寺釈迦如來坐像などが挙げられる。

（20） 法華堂本尊像の制作年代や造像背景については、浅井和春「法華堂本尊不空羂索観音像の成立」（『日本美術全集四 東大寺と平城京 奈良の建築・彫刻』講談社、一九九〇年）を参照した。

（21） 法華堂本尊像以後、奈良時代後期に造られたと目される諸像には、共通する面貌表現が認められるが、これは次代につながる造形要素であることが指摘されている（毛利久「盧舍那仏坐像」『奈良六大寺大觀』唐招提寺二、岩波書店、一九七二年）。

（22） 脇侍像の胸飾と臂钏が、奈良時代の塑像や乾漆像の装身具によくある盛り上げ塑形のようであるとの指摘がある（註7の伊東氏前掲書『日本の美術 十世紀の彫刻』）。また、天衣のまとい方が、福島・勝常寺薬師如來坐像など、九世紀を中心とする時期の彫像に共通するとの指摘もある（註7の水野氏解説）。

（23） 副島弘道「六波羅蜜寺の天麿造像と十世紀の造像工房」（『美術史』一一三、一九八二年十一月）。

（24） 『醍醐寺根本僧正略伝』（『続群書類從』八）。朱雀天皇の勅命を受け、紀淑人が聖宝の事績を記したものとされる（永村眞「醍醐寺根本僧正略伝」「醍醐寺大觀」三、岩波書店、二〇〇一年）。

（25） この他に、伊東氏が、醍醐寺像の復古的造形は奈良時代の彫像に由来する写実性に求められるとされ、唐風の復古と位置づけられた（註7の伊東氏前掲書）。

（26） 平安前期の造像工房についての先行研究としては、田中嗣人「寺院工房成立以前の仏師たち」（『日本古代仏師の研究』吉川弘文館、一九八三年）、清水善三「平安

時代前期における工人組織についての「考察」『南都仏教』一九、一九六六年)、同「平安前期における工人組織の変遷(上)・(中)・(下)」『仏教藝術』一三三・一三五・一四一、一九八〇年十一月・一九八一年十月・一九八二年三月)、後、同『平安彫刻史の研究』(中央公論美術出版、一九九六年)に所収、根立研介「序論 中世仏師研究序説」第三・四節、「附論 十世紀前半頃の仏師動向」(同『日本中世の仏師と社会』塙書房、一〇〇六年)等がある。

(27) 註4を参照のこと。

(28) 註10の副島氏前掲論文。

(29) 津田徹英「醍醐寺靈宝館所在 五大明王像考」『仏教藝術』二五五、二〇〇一年三月)。仁海(九五一)~一〇四六)自筆による『密教師資付法次第』によれば、聖宝付法弟子の中に会理の名が認められないため、会理が聖宝の弟子であった可能性は低いとされる。

(30) 『基礎資料集成』五を参照のこと。

(31) 清水善三「会理資料」(註26の同氏前掲書)、『基礎資料集成』五の副島氏による備考欄に詳しい。

(32) 註26の清水氏前掲論文。

(33) 註7の西川氏前掲論文。

(34) 註10の副島氏前掲論文。

(35) 『群書類従』三。天治元年(一一二四)に行われた鳥羽上皇の高野山御幸を中納言藤原実行が筆録したもの。十月二十五日条に、慈尊院安置の弥勒像が会理作であるという、慈尊院に住む老僧の言を記す。十二世紀前半の慈尊院住僧の言であることから、史実を反映している可能性が高いと思われる。早くは、和多昭夫氏が、本史料の紹介をされている(慈尊院弥勒菩薩像の作者)『仏教藝術』五七、一九六五年三月)。

(36) 本弥勒仏坐像の近世補作の裏先裏に、「寛平四年(歳次壬子)五月十九日造仏事已了」との墨書銘があり、何らかの根拠に基づく転写銘であると判断されている(倉田文作「慈尊院弥勒仏」「仏教藝術」五〇、一九六二年十二月)、「日本彫刻史基礎資料集成 平安時代造像銘記篇」一、西川新次解説「中央公論美術出版、一九六六年)。以下、「基礎資料集成造像」一とする)。

(37) 筒井英俊校訂「東大寺要録」(国書刊行会、一九七一年。以下、「東大寺要録」は同書による)。『東大寺要録』卷十に引く「新記二十卷」の性格については、現在、二説が行われている。一つは、和田英松氏(『國書逸文』国書刊行会、一九四〇年)、坂本太郎氏(『六国史』第八余説「新国史」「吉川弘文館、一九七〇年)」が提示

されたもので、「新記二十卷」を『三代実録』に続く未定稿の官撰国史『新国史』であるとするもの。いま一つは、安藤更生氏(『東大寺要録撰述年代の研究』)「早稲田大学大学院文学研究科紀要」七、一九八〇年)、堀池春峰氏(『東大寺要録編纂について』『南都佛教史の研究』上、法藏館一九八〇年)が提示されたもので、特に「新記二十卷」の後半部分を、「村上天皇御記」とするものである。いずれにせよ、諸説一致して、「新記二十卷」が朝廷内部の日次記を基になされたものであることを指摘している。本稿では、「新記二十卷」が朝廷内の記文に基づくもので、同時代史料として扱えることが確認できればよい。

(38) 東宝記刊行会編『国宝東宝記原本影印』(東京美術、一九八二年)。以下、「東宝記」は同書による。

(39) 「続々群書類従」二。南北朝時代の呆宝の撰にかかり、その後書き継がれたもの。寺誌としての価値が高いものと理解されている(『群書解題』二上、久保田淳執筆)。富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」(京都府立総合資料館「資料館紀要」八、一九八〇年三月)を参照。

(40) この史料については、本文中に後述する。なお、会理が東大寺講堂復興造営に関与したことについては、従来、「東大寺別当次第」(ここでは、東大寺図書館所蔵本の翻刻である角田文衛編『新修国分寺の研究』一「吉川弘文館、一九八六年」所収本を用いる)の記事も典拠とされてきた。すなわち、同書第四〇代権律師延敏の項に、「延長四年講堂御仏造立。仏師五十余人。大仏師会理阿闍梨。任律師」とみえ、「大仏師」という用語が不信とされつても、これも会理の事績の一ひとつ見なされた。しかしながら、ここでは「東大寺別当次第」の記述を採用しない。理由は以下の通り。

『東大寺別当次第』の史料批判を行われた永村眞氏によれば、東大寺別当の系譜を記す史料には三系統あるとされる。その一つにあたる「東大寺別当次第」は、院政期成立の『東大寺要録』卷五別当章第七の記事を軸に、新たな史料を附加して室町時代に成立したものであるという(同『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九年)。一方、『東大寺別当次第』が参考した『東大寺要録』卷五別当章第七の延敏の項では、会理に関する記事は一切見られない。すなわち、「東大寺別当次第」中の会理に関する記述は、「東大寺要録」成立以後、室町時代までの間に付加されたものであり、直ちに「東大寺別当次第」に依拠することはできないのである。

(41) 『大日本古記録』(岩波書店、一九五六年)。

(42) 『新訂増補国史大系』(吉川弘文館、一九九九年)。

『大日本佛教全書』(興福寺叢書第一。佛教全書本は、諸本の中でも、最も古い平

安時代末にかかる写本（興福寺所蔵）を底本とする（佐伯良謙「興福寺本僧綱補任について」『仏書研究』七・八、一九一五年）。以下、『僧綱補任』は同書による。

(44) 中島俊司校訂『醍醐雜事記』（醍醐寺、一九三二年）。なお、紀淑光は當時左中弁。

(45) 『史料纂集』（続群書類從完成会、一九七四年）。

(46) 覚禪鈔研究会編『勸修寺善本影印集成 覚禪鈔』十四（親王院堯栄文庫、二〇〇三年）。同書には複数の「後七日法」が収録されているが、ここでは安元二年（一七六）の覺禪の奥書があり、明暦三年（一六五七）榮径による書写奥書を有する「二六一 後七日法」による。

(47) 会理の入滅時の年齢については諸説あり、『僧綱補任』は承平五年（九三五）十二月二十七日六十七歳とし、『東寺長者補任』は同年十二月二十四日八十四歳とする。

また、『東宝記』所引「寛信法務記」は、延喜八年の時点で五十三歳とする。『僧綱補任』、『寛信法務記』は、ともに院政期の成立であり、また『東寺長者補任』も何らかの信頼できる史料に基づく記述と考えられるが、いずれとも決しがたい。なお、「血脈類聚記」（真言宗全書）三十九）は、会理の入滅を承和五年十二月二十四日八十一歳とする。

(48) 藤田経世編『校刊美術史料 寺院篇』上巻（中央公論美術出版、一九七五年）。

(49) 『七大寺巡礼私記』は、当時散位であった大江親通が、保延六年（一一四〇）に南都を巡礼した際の見聞記録に、寺院縁起や安置仏像等についての記事を附加してまとめたもの。また、『七大寺日記』は、異論もあるが、やはり大江親通が嘉承元年（一一〇六）に南都を巡礼した際の記録とされる。いずれにせよ、平安時代後期の南都七大寺の記録であり、その中で、東大寺大仏殿柱絵については、「口伝」として会理作と記す。大仏殿焼亡以前の口伝であり、その信憑性は高い。

(50) 『国宝東宝記原本影印』（註38の前掲書）。「先徳云」として会理作とする説を紹介する。しかしながら、これは、『東宝記』が撰集された十四世紀中庸の一説であり、これだけをもって、本千手觀音像の作者を会理とするのは、史料の性格上、難しいであろう。

もつとも、本像が供養された年の上限は、醍醐天皇が即位した寛平九年（八九七）に、下限は聖宝が亡くなった延喜九年（九〇九）におくことができ、会理が関わった可能性はもちろん十分にある。以下、上限年の根拠を示しておく。

『醍醐寺根本僧正略伝』（註24参照）に、次のような東寺食堂に関する記述が見られる。

東寺食堂、造「金色千手觀音并一丈四天王像」。畢「功後、修「開眼」。太上法皇行「幸、修「御誦經」。又修「内裏御誦經」。贈太政大臣并諸高家、同以修「諷誦」。爰

有「勅、件仏像為「御願」。

この史料より、「太上法皇」、すなわち宇多上皇が、本像の開眼供養に際し東寺に御幸して御誦經を修したこと、あわせて「内裏」でも御誦經が修され、また「贈太政大臣」（藤原時平）、諸家も誦經・諷誦を修していることが知られる。「内裏」とは当然天皇であると考えられ、この一文から醍醐が天皇位にあることが知られる。したがって、本像供養年次の上限は、醍醐天皇が即位した寛平九年（八九七）におけることができる。なお、「法皇」という記載により、宇多上皇が出家する昌泰二年（八九九）を上限とする理解もあるが、藤原時平を「贈太政大臣」と記しているように、「略伝」では極位極官を記載しており、尊称から供養年次を判断することはできないであろう。

なお、供養になつて、宇多法皇ないしは醍醐天皇の勅により御願とされたこと、寺家僧である専當の檜扇が納入されていたこと（西川氏註7論文、『基礎資料集成』）から、本像は、本来、寺家主導で造像されたものと見られる。

註4を参照のこと。

註63で詳述する。

(51) 『群書類従』二十四。十三世紀後半の成立。典拠となる「或記」の性格を未だ明らかにし得ないため、本稿ではあえて判断を保留とした。この「或記」は信頼できる記事である可能性も高く、検討は今後の課題としたい。

(52) 東寺灌頂院の祖師絵の作者について、貞崇、会理、峯穀の三者の説を挙げるが、いずれとも決しがたい。したがつて、ここでは、これを会理関係史料としては採らない。

(53) 『真言宗全書』五所収。同書は、真言僧性心が延文二年（一三五七）に撰述したもの。卷二の該當箇所は、瑜祇法性塔の形像にまつわる『惠運僧都記』等の記録・口伝を載せる。その後に、「或云」として、会理が三十七尊の柱絵を描いたという小塔について触れているが、この記事が何に依拠したものであるか不明であり、ここで採択を見送った。

(54) 『日本紀略』・『扶桑略記』同日条。なお、『日本紀略』同年十一月四日条によれば、宇多法皇は同日、東大寺に御幸して諷誦を修している。

(55) 延暦元年（七八二）に作成された資財賃のよう性格のものとみられる。

(56) この「日記文」は、その内容・文体より、朝廷内の記録であることは明らかである。あるいは外記日記か。

(57) 註37を参照のこと。

(58) この文章の末尾に「以「大和國正税稻九千六百八十六束」、依「木工寮支度」、宛

修理東大寺大仏殿并西宝塔破損料」の一文が付隨する。これは、大和國の正税九千六百八十六束を、木工寮の算出により東大寺大仏殿ならびに西宝塔の修理料として宛てるという内容で、講堂の復興造営に内容的に関わらない一文である。『東大寺要錄』編纂段階での混乱か、同書書写の際の誤りかは不詳。

(60) 飯塚聰「平安前期東大寺修理造営と造寺使に関する覚え書き」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「研究紀要」六、一九八七年三月)。

(61) 「新訂増補国史大系」(吉川弘文館、一九九九年)。以下、「類聚符宣抄」は国史大系本による。

(62) 上島享「大規模造営の時代」第一節(『シリーズ 都市・建築・歴史3 中世的空間と儀礼』東京大学出版会、二〇〇六年)を参照。

(63) なお史料4には、これとはまた別の記事として、以下に引用するような、東大寺講堂供養会の記録かと見られる史料が続く。これもまた、会理関係史料として扱われてきたが、以下に述べる理由により、本稿では採用しない。

承平五年五月六日、講堂供養。請僧千人。

万僧供 九寺僧 専寺 興福寺 元興寺

大安寺 薬師寺 西大寺 法隆寺 天王寺

延暦寺 定者八人

衲百廿人 甲百廿人 梵音百廿人 錫杖百廿人

七僧  
講師 経賀少僧都 任權大僧都  
読師 長海律師 任少僧都  
咒願觀賢權大僧都 任權僧正  
三札觀宿少僧都 任大僧都  
唄 会理律師 任少僧都  
散花寛印律師 任少僧都  
堂達 安靈 任律師  
別當貞勝律師 任少僧都

この内容を検討すれば、①列記される七僧のうち、講師を務めた経賀、三札を務めた觀宿は承平五年には存命しておらず、少なくともここに記された供養会は承平五年のことではない。②七僧に付せられた僧位を検討すると、経賀、会理、觀宿の僧位がそろって合致する年代がない。また、③小字でそれぞれの極位が注記されて

おり、これは後世の知識によつて追記されたものである。①～③の理由から、この記事より確かな事實を導き出すことは難しいものと判断した。

なお、上記記事に類似するものは、『扶桑略記』の異なる年次である延長五年である。「新記二十卷」には、日次記より選出された東大寺に関する記事が、年次順不同に列記されている。このDは、Aより前に置かれるが、年次が延喜十年であること(実際、延喜十年八月十三日は庚午である)、内容的にA～Cに関連することから、A～Dを一連のものとして扱い、年次順に並べ替えた。

(64) 貞觀十二年(八七〇)、一般諸官人に適用されていた解由制が寺院の別当にも適用されることとなり、別当は寺院の資財運用・保全の権限と責任を負うことになった。これによつて、太政官は、別当を通じて寺院に対して監察を加えることとなり、より直接的に寺院を把握することになつたとされる。佐藤全敏「東大寺別当の成立」(『日本史研究』四九〇、二〇〇三年六月)を参照のこと。

(65) なお、註35において慈尊院弥勒仏坐像が会理の作である可能性をあらためて示したが、上醍醐薬師堂薬師如来像をはじめとして、作品論に基づく作者・作風の検証は別稿を期したい。